

# 令和4年第6回定例教育委員会会議

開催日時 令和4年6月29日（水）

午後1時30分

場 所 中央図書館2階 視聴覚ホール

## 議 題

### 日程第一 議事事項

- 議案第22号 富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第23号 富士見市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第24号 富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第25号 富士見市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
- 議案第26号 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会委員の委嘱について
- 議案第27号 富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第28号 富士見市立図書館鶴瀬西分館指定管理者候補者の選定について（諮問）
- 議案第29号 第3次富士見市教育振興基本計画について（諮問）
- 議案第30号 史跡水子貝塚保存活用計画について（諮問）
- 議案第31号 富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について（諮問）

### 日程第二 報告事項

- (1) 第3次富士見市教育振興基本計画策定方針（案）について
- (2) 令和4年度事務事業点検・評価の実施について
- (3) 専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。）
- (4) 令和4年6月定例市議会の報告について
- (5) 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について
- (6) 富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の制定について
- (7) 富士見市立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について
- (8) 市制施行50周年記念事業「武者行列」について

### その他

#### ○イベント案内等

- (1) 第30回やなせ川いかだラリー

## 議案第22号

富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について  
富士見市公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

富士見市公民館運営審議会委員の任期が、令和4年6月30日をもって満了となるため、新たに委員を委嘱したく、富士見市立地域公民館条例第7条の規定により、この案を提出します。

## 別紙

## 富士見市公民館運営審議会委員候補者名簿

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日まで)

No.	氏名	所属	館区
1	小谷 千佳子	子ども大学実行委員	鶴瀬公民館
2	小林 勝夫	子ども家庭福祉審議会委員	
3	石谷 シズ子	埜歩歩富士見山の会	
4	清水 中夫	公募委員	
5	新井 充	元学校長	南畑公民館
6	松尾 信悟	南畑地域子ども教室	
7	長堀 厚子	なんばたキッチン	
8	大竹 ひろみ	ちびっこあおむしスタッフ	
9	小森 和雄	資料館市民学芸員	水谷公民館
10	三枝 晴子	水谷婦人会	
11	河野 豊	水谷公民館企画運営委員	
12	大畠 仁	水谷小学校長	
13	松波 徳美	水谷東小学校長	水谷東公民館
14	上島 直美	ふじみの国際交流センター	
15	井山 千鶴子	まちづくり協議会	
16	久保田 利明	公募委員	

議案第23号

富士見市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
富士見市学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食センター運営委員会委員の任期が、令和4年6月30日をもって満了となるため、新たに委員を委嘱したく、富士見市学校給食センター設置条例第3条第3項の規定により、この案を提出します。

## 別紙

## 富士見市学校給食センター運営委員会委員候補者名簿

(任期：令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)

No.	氏名	所属等
1	小林 浩	南畑小学校長
2	藤井 文則	勝瀬小学校長
3	齊藤 宏	みずほ台小学校長
4	堀川 博基	富士見台中学校長
5	内海 幸一郎	勝瀬中学校長
6	南 文子	鶴瀬小学校学校給食主任
7	増田 華奈	水谷小学校学校給食主任
8	菊地 真由	諏訪小学校学校給食主任
9	池田 朱美	針ヶ谷小学校学校給食主任
10	宮根 愛奈	東中学校学校給食主任
11	小嶋 友邦	みずほ台小学校PTA会長
12	重野 恵	ふじみ野小学校保護者教師の会会長
13	滑原 要子	つるせ台小学校PTA会長
14	葉原 彬	本郷中学校PTA会長
15	小林 有世	水谷東小学校PTA給食委員
16	山田 明日香	ふじみ野小学校保護者教師の会給食委員
17	上村 裕美	つるせ台小学校PTA給食委員
18	足定 真理子	西中学校PTA給食委員
19	日比生 秀一	日比生クリニック
20	天川 みな子	まい薬局富士見
21	湯尾 明	朝霞保健所長

## 議案第24号

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱及び任命について

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員を別紙のとおり委嘱及び任命する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者を審査するため、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（富士見市立図書館鶴瀬西分館）委員を委嘱及び任命したく、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会条例第3条第2項及び第11条の規定に基づき、この案を提出します。

別紙

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員候補者名簿  
(富士見市立図書館鶴瀬西分館)

(任期：令和4年7月26日～指定管理者の指定を行った日まで)

No.	氏名	所属等
1	石川 敬史	大学准教授(図書館学)
2	堀切 久也	税理士(財務専門家)
3	出井 隆志	図書館協議会 委員長
4	檜山 美智子	市民ボランティア (読み聞かせ)
5	和泉 千珠子	市民(学校司書)
6	花園 可奈子	市民(学校司書)
7	齊藤 博之	政策企画課長
8	中島 雄一	教育政策課長
9	土田 宗孝	生涯学習課長

議案第25号

富士見市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について  
富士見市教育振興基本計画審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

第3次富士見市教育振興基本計画の策定にあたり、富士見市教育振興基本計画審議会委員を委嘱したく、富士見市教育振興基本計画審議会条例第3条第2項の規定に基づき、この案を提出します。



別紙

富士見市教育振興基本計画審議会委員候補者名簿

(任期:令和4年7月20日から諮問事項を答申した日まで)

No.	氏名	所属等
1	富士 伸	富士見市社会教育委員
2	小林 勝夫	富士見市公民館運営審議会
3	長堀 善光	富士見市いじめのない学校づくり委員会
4	石川 京子	私立幼稚園協会
5	秋元 節子	富士見市青少年育成市民会議
6	八木橋 覚	富士見市地域子ども教室連絡協議会
7	金子 典江	富士見市PTA連合会
8	坂田 紀子	富士見市PTA連合会
9	高橋 さかえ	富士見市学校応援団支援本部
10	小栗 知実	公募委員

議案第26号

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会委員の委嘱について  
富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

史跡水子貝塚の適切な保存及び整備並びに有効な活用について調査審議するため、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会委員を委嘱したく、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例第3条第2項の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会委員候補者名簿

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日まで)

No.	氏名	所属等
1	阿部 芳郎	明治大学教授
2	岩村 沢也	淑徳大学教授
3	佐々木 由香	金沢大学古代文明・文化資源学 研究所特任准教授
4	大畠 仁	市校長会
5	佐々木 眞理子	市文化財審議会
6	井上 麻美子	市民学芸員
7	鈴木 光男	ふれあいTAP
8	古澤 立巳	公募

議案第27号

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会委員の委嘱及び任命  
について

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会委員を別紙のとおり委嘱及び任命する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食調理業務等受託候補者を適正に選定するため、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会委員を委嘱及び任命したく、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例第3条第2項の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員候補者名簿

(任期：令和4年7月25日～調理業務等を受託する者が選定される日まで)

No.	氏名	所属等
1	堀端 薫	学識経験者
2	西山 幸一	市民
3	齊藤 宏	市校長会
4	澤田 佳祐	市立諏訪小学校栄養教諭
5	久保田 智子	財政課長
6	磯谷 雅之	教育部長事務代理
7	小林 正剛	学校統括監
8	小泉 肇	学校給食センター所長

## 議案第28号

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者の選定について（諮問）

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者の選定にあたり、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

富士見市立図書館鶴瀬西分館は、令和5年3月31日をもってPFI契約が満了となるため、新たに指定管理者候補者を選出たく、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会条例第2条及び第11条の規定により、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会の意見を求めたいので、この案を提出します。

富 教 生 第 号  
令 和 年 月 日

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会  
委員長 様

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者の選定について（諮問）

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会条例（平成25年条例第18号）  
第2条の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問事項

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者の選定に関する審査

### 2 諮問理由

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者選定にあたっては、学識経験者や  
図書館運営関係者など、幅広い方々からご意見をいただく必要があるため。

議案第29号

第3次富士見市教育振興基本計画について（諮問）

第3次富士見市教育振興基本計画の策定にあたり、富士見市教育振興基本計画審議会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

第3次富士見市教育振興基本計画の策定にあたり、富士見市教育振興基本計画審議会条例第2条の規定により、富士見市教育振興基本計画審議会の意見を求めたいので、この案を提出します。



富 教 政 第 号  
令和 年 月 日

富士見市教育振興基本計画審議会会長 様

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

富士見市教育振興基本計画について（諮問）

富士見市教育振興基本計画審議会条例（平成29年条例第16号）第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第3次富士見市教育振興基本計画の策定に関する審議

2 諮問理由

第3次富士見市教育振興基本計画の策定にあたっては、学識経験者、学校や社会教育の関係者など、幅広い方々からご意見をいただく必要があるため。

議案第30号

史跡水子貝塚保存活用計画について（諮問）

史跡水子貝塚保存活用計画の策定にあたり、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

史跡水子貝塚保存活用計画の策定にあたり、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例第2条の規定により、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会の意見を求めたいので、この案を提出します。

富水資第 号  
令和 年 月 日

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会  
委員長 様

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

#### 史跡水子貝塚保存活用計画について（諮問）

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例（令和4年条例第9号）第2条の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項

史跡水子貝塚保存活用計画の策定に関する調査審議

##### 2 諮問理由

史跡水子貝塚保存活用計画の策定にあたっては、学識経験者や地域の関係者など、幅広い方々からご意見をいただく必要があるため。

## 議案第31号

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について（諮問）

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定にあたり、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定にあたり、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例第2条の規定により、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会の意見を求めたいので、この案を提出します。

富 教 給 第 号  
令和 年 月 日

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会  
委員長 様

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について（諮問）

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例（令和4年条例第10号）第2条の規定に基づき、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問事項

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定に関する審査

### 2 諮問理由

学校給食調理業務等受託候補者の選定にあたっては、学識経験者、学校関係者、市民など、幅広い方々からご意見をいただく必要があるため。

## 第３次富士見市教育振興基本計画策定方針（案）

### 1 策定の概要

第２次教育振興基本計画については、令和４年度で終了するため、本年度において第３次教育振興基本計画を策定する。

第３次計画の策定にあたっては、第２次計画の基本理念を継承する一方、教育を取り巻く環境の変化やＳＤＧｓとの関連性を考慮しながら、各施策について検討を行う。

### 2 第３次計画の期間

令和５年度から９年度までの５年間とする。

### 3 教育を取り巻く環境

#### (1) 国・県の動向

ア 学習指導要領の改定（令和２～４年度実施）

主体的、対話的で深い学び

イ 令和の日本型学校教育の構築（すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現）

ウ 第３期教育振興基本計画閣議決定（平成３０年６月）

エ 第３期埼玉県教育振興基本計画策定（令和元年７月）

オ 学校における働き方改革

(2) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

(3) 地域コミュニティの希薄化

(4) 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進

(5) グローバル化の進展

(6) 平和と人権の尊重

(7) 脱炭素化と地球温暖化対策

(8) 生活様式の多様化

(9) ICTの推進（Society5.0、DX、GIGAスクール、AI）

(10) 多様化・複雑化する課題への対応（LGBTQ、外国籍児童生徒支援、家庭の教育力の向上、ヤングケアラー支援、貧困対策等）

### 4 基本理念及びめざす市民像

#### (1) 基本理念

学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育

#### (2) めざす市民像

・生涯にわたって学び、考え、行動し、心豊かに生きる人

・学びあいから交流の輪を広げ、信頼しあい、地域の絆をはぐくむ人

・学びの成果を生かして、自ら社会に参加し、郷土（まち）の未来を拓く人

⇒第２次計画からの変更なし

## 5 策定の視点

### (1) 第2次計画の進捗状況等を踏まえた計画の策定

第2次計画の進捗状況や課題を踏まえた上で、各施策の今後の方向性を検討し、第3次計画を策定する。

### (2) 社会状況の変化に対応した計画の策定

社会状況等の変化を踏まえ、多様化・複雑化する教育課題や市民ニーズ等に対応した計画とする。

### (3) SDGsの理念の実現をめざす計画の策定

年齢や性別などにかかわらず、あらゆる人々の多様性を尊重し、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」教育の実現を目指した計画とする。

## 6 策定体制

### (1) 庁内体制

#### ① 庁内策定委員会（教育委員会の部長級、課長級職員）

事務局：教育政策課

- ・ 第2次計画の進捗状況等の把握と課題の整理
- ・ 第3次計画における各施策の方向性検討

### (2) 市民参加

#### ① 教育振興基本計画審議会（団体推薦による委員9人、公募1人）

#### ② 学識経験者によるアドバイザー（2人）

学識経験者、NTT東日本

#### ③ パブリックコメント（令和4年12月予定）

### (3) 教育委員会会議

令和5年3月の教育委員会会議で提案予定。

進捗状況については、随時、教育委員協議会にて報告する。

## 7 作業内容

### (1) 第2次計画の進捗状況等の確認

実施した施策の成果や課題を整理し、確認する。

### (2) 第3次計画の施策体系の検討

施策の体系、基本方針、基本目標の見直しについて検討する。

### (3) 第3次計画の施策の検討

第2次計画の進捗状況や教育を取り巻く環境を踏まえ、既存施策の継続、縮小、拡充などの方向性を検討するとともに、新規施策の追加などについて検討する。また、各施策に関する成果指標について検討する。

## 8 策定スケジュール

別紙1

第3次富士見市教育振興基本計画策定スケジュール

		審議会	庁内策定委員会	教育委員会会議 教育委員協議会	その他
令和4年度(2022)					
4月		学識経験者2人へ依頼、通知 各団体推薦依頼			各課へ現状・課題整理、第3次基本 計画素案作成依頼 事務事業点検評価も併せて作成
5月	上旬	公募委員募集			
	中旬		第1回策定委員会 策定スケジュール、第3次基本計 画 策定方針、第2次基本計画進捗状		
	下旬	公募委員選考委員会 各団体推薦委員へ切			
6月	上旬	公募委員結果送付			
	中旬		第2回策定委員会(又は下旬) 総論		
	下旬			教育委員会会議:委員委嘱、基本計 画策定報告、諮問 (議会の休会日、又は閉会后)	
7月	上旬				事務事業点検評価(7/7)
	中旬	第1回審議会 委嘱、諮問、策定スケジュール、第 3 次基本計画策定方針			
	下旬		第3回策定委員会 各論(学校教育)		
8月	上旬				
	中旬		第4回策定委員会 各論(学校教育)		
	下旬	第2回審議会 第2次基本計画進捗状況、総論			
9月	上旬				
	中旬				
	下旬		第5回策定委員会 各論(社会教育)		
10月	上旬	第3回審議会 各論(学校教育)			
	中旬		第6回策定委員会 各論(社会教育)		パブコメ広報12月号へ切
	下旬	第4回審議会 各論(社会教育)			
11月				教育委員協議会:計画素案	
12月					政策会議 パブコメ実施:12/15~1/15
1月			第7回策定委員会(下旬) パブコメ対応		
2月		第5回審議会(上旬) パブコメ対応、答申		教育委員協議会:計画策定(下旬) (審議会後)	パブコメ公表
3月				教育委員会会議:計画策定	
令和5年度(2023)					
4月 ~					印刷、HP



## 令和４年度事務事業点検・評価の実施について

### １ 趣旨

事務事業の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき毎年度実施しており、教育振興基本計画における全４９施策の進捗管理に活用している。

### ２ 点検・評価の実施方法

#### （１）担当課による点検評価

担当課において、取組実績、達成状況、課題等を確認の上、「継続性」「効率性」「成果」の観点から評価を行う。

#### （２）学識経験者による外部評価

教育に関する学識経験者による外部評価を実施する。

##### 【対象施策について】

第２次教育振興基本計画に基づく全４９施策について、令和元年度から３か年をかけて、一部の経常的施策を除き、外部評価を実施した。

今年度は、第３次教育振興基本計画の策定を見据え、主だった２０施策（別表参照）について、外部評価を実施する。

- 学識経験者
- |          |             |
|----------|-------------|
| 太田 政男 氏  | （元大東文化大学学長） |
| 東海林 恵子 氏 | （元市子ども未来部長） |
| 長ヶ原 美博 氏 | （元小学校長）     |

### ３ 今後のスケジュール

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| ７月７日  | 外部評価               |
| ９月下旬  | 教育委員協議会における報告書案の審議 |
| １０月中旬 | 教育委員会会議            |
| １１月中旬 | 市議会へ報告・公表          |

＜別表＞令和4年度外部評価の対象施策

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進		
基本目標	施策	課
1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	確かな学力の定着	学校教育課
	特別支援教育の充実	教育相談室
	情報教育の充実	教育政策課 学校教育課
	進路指導・キャリア教育の推進	学校教育課
2 人との交流や感動体験を通じた豊かな心の育成	いのちを大切に教育の推進	学校教育課
	教育相談体制の充実	教育相談室
	コミュニケーション能力の育成	学校教育課
	読書活動の充実	学校教育課
3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	食育の推進	学校教育課
	安全・防災教育の推進	学校教育課
4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進	学校・家庭・地域の連携	学校教育課
	教職員の資質向上	学校教育課
	学校給食の充実	学校給食センター
	学校施設・設備の整備	教育政策課
基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進		
1 家庭・地域の教育力の向上	家庭教育の支援	生涯学習課
2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進	多様な学習機会の充実	生涯学習課
3 学びあう地域社会を創る活動の推進	地域社会を創る学びあいの機会の充実	各公民館
4 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進	子ども読書活動の推進	生涯学習課
5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興	文化財の保存と活用	生涯学習課
	水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実	資料館

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

- 1 令和4年度一般会計補正予算案について

令和4年6月29日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

## 専 決 処 理 書

次のとおり令和4年度富士見市一般会計補正予算案を了承することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 令和4年度一般会計補正予算案について（別紙）

2 専決処理の理由

物価高騰等に伴う経済的な支援策として、6月定例会市議会に追加議案として提案するため令和4年6月6日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和4年6月6日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

## 令和4年度富士見市一般会計補正予算（第4号）概要

### ○歳入歳出予算の補正

#### 学校教育課

##### 1 学校教育支援事業 7,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和4年度に予定している市内小・中・特別支援学校の修学旅行等が中止又は延期することとなった場合のキャンセル料等を補助するもの。

【歳出】 7,000千円

・修学旅行等の中止に伴うキャンセル料等支援事業補助金 7,000千円

【歳入】 7,000千円

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 6,535千円

・一般財源 465千円

##### 2 学校教育支援事業 76,709千円

市内小・中・特別支援学校に通う児童生徒の9月及び10月分の給食費を無償化するもの。

【歳出】 76,709千円

・小学校給食費負担金 49,296千円

・中学校給食費負担金 26,684千円

・特別支援学校負担金 729千円

【歳入】 76,709千円

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 71,615千円

・一般財源 5,094千円

## 令和４年６月定例市議会の報告について

### 1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

#### （１）令和４年度富士見市一般会計補正予算（第４号）

##### 《概要》

地方創生臨時交付金を活用して経済的な支援を行うもの

- ・小・中・特別支援学校の修学旅行等のキャンセル料等支援
- ・小・中・特別支援学校の給食費（２か月分）無償化

### 2 教育委員会に係る市政一般質問

#### 教育政策課

##### 《深瀬 優子 議員》

#### 1. 市立学校における環境教育の充実に向けて

- （１）エコスクール（環境を考慮した学校施設）の推進について
- （２）水谷小学校校舎増築事業においてエコスクールを推進することについて
- （３）校庭の芝生化について

#### 生涯学習課

##### 《伊勢田 幸正 議員》

#### 1. 行財政改革について

- （１）図書館で実施可能な収益事業について
  - ①貸出用レシートへの広告掲載について（町田市の事例）
  - ②ライブラリーショップについて（横浜市の実例）
  - ③雑誌スポンサー制度について（越谷市の事例）

#### 学校教育課

##### 《伊勢田 幸正 議員》

#### 1. 行財政改革について

- （１）学校の欠席届のオンライン化について
- #### 2. 制服等のリユースについて
- （１）制服等リユースの取組の現状について
  - （２）今後考えられる取組は

##### 《関野 兼太郎 議員》

#### 1. 令和４年度のG I G Aスクールの進捗状況について

- （１）令和４年３月に「G I G Aスクール構想」に係る富士見市教育ビジョンが改訂されたがその背景は

(2) 増え続けているといわれる不登校児童生徒にどう活かされているのか

《深瀬 優子 議員》

1. 市立学校における環境教育の充実に向けて
- (1) 環境教育への取組状況は

《根岸 操 議員》

1. スポーツ振興について
- (1) 中学校の運動部の活動について
- ①現状と課題について

《山下 淑子 議員》

1. ヤングケアラーについて
- (1) 本市の現状について
- (2) ヤングケアラーの認識度向上のための取組について
- (3) ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりを

《宮尾 玲 議員》

1. 新型コロナ対策について
- (1) 子どものマスクについて
- ①通学時、体育時、部活動時、熱中症対策としてマスクを外す文部科学省通知の徹底を
- ②マスクにより具合が悪くなるなどの症状が出る場合における対策について
2. 学校図書館と図書館司書の充実について
- (1) 学校図書館書籍の管理について
- (2) 学校図書館司書の充実について
3. 市民要望について
- (1) トイレ環境の充実を
- ①公共施設、公立学校のトイレに生理用品の配置を

《小川 匠 議員》

1. 教育行政について
- (1) 学校における新聞の取扱いについて

《熊谷 麗 議員》

1. 市内小中学校の行事開催について
- (1) 行事開催の現状について
- (2) 各学校から挙がっている課題について
- (3) 子どもも保護者も安心して参加できる取組について

## 水谷公民館

《関野 兼太郎 議員》

1. 様々な地域要望について
  - (1) 水谷公民館利用者の駐車場の確保を

## 学校給食センター

《木村 邦憲 議員》

1. 学校給食について
  - (1) 令和3年第2回定例会、小川匠議員の市政一般質問の際、教育長は学校給食法の趣旨について「保護者負担の軽減ができる」と答弁している。義務教育費は無償という観点からも学校給食費の無償化が今こそ必要と考えるが市の見解は

《小川 匠 議員》

1. 物価高騰から市民の暮らしを守るために
  - (1) 学校給食費の無償化を

《熊谷 麗 議員》

1. 学校給食の民間委託について
  - (1) 現在働いている方への市としての対応は
  - (2) 今後、市としてできることについて



富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 富士見市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）推進計画の策定に関すること。
- （2）子ども読書活動推進に係る調査研究に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、推進計画の策定をもってその効力を失う。

別表(第3条関係)

委員長	教育部 生涯学習課長
副委員長	教育部 学校教育課長
委員	政策財務部 政策企画課長
	協働推進部 ふじみ野交流センター所長
	子ども未来部 保育課長
	子ども未来部 みずほ学園長
	子ども未来部 子ども未来応援センター所長
	教育部 教育政策課長
	教育部 鶴瀬公民館長

## 富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）で実施を予定していた修学旅行等の中止又は変更（以下「中止等」という。）に伴って発生するキャンセル料等の負担軽減を図るため、市立学校の学校長の決定により中止等した修学旅行等に参加申込みをしていた児童又は生徒の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 修学旅行等 修学旅行、林間学校、校外学習等のうち、交通費、宿泊料等の経費の全額を児童又は生徒の保護者が負担することにより行う学習活動をいう。

(2) キャンセル料等 修学旅行等に係る予約を解約又は変更したことにより発生した違約金、企画料等をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等支援事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第2号のキャンセル料等相当額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の申請、請求、受領等に関する事務について、補助対象者の児童又は生徒が所属する市立学校の学校長に委任するものとする。

2 学校長は、前項の委任を受けたときは、富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、補助対象経費に係る証拠書類とする。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により学校長に通知するものとする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

（補助金等確定通知書の様式）

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

（補助金の交付時期等）

第10条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

3 市立学校の学校長は、前項の請求を受け市長から補助金の交付があつたときは、

速やかに補助対象者ごとの補助金の額を決定し、補助対象者に当該補助金の額を支払うものとする。

(書類の整備等)

第11条 市立学校の学校長は、補助対象経費に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又はその他不正行為があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この要綱に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

学校名

校長名

修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る証拠書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業名称	
事業目的	
申請理由	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第3号（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	摘 要
合 計		

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			



様式第4号（第7条関係）

富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました、富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付  
手続等に関する規則第7条の規定により、通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 支払方法 概算払（口座振込）
- (3) 交付条件

ア この補助金は、富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱に定める目的以外に使用しないでください。

イ 交付決定通知を受けてから30日以内に実績報告書を提出してください。

2 却 下

（理由）

様式第5号（第8条関係）

富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富士見市長

報告者

学校名

校長名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象経費の支払いが完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 領収書の写しその他支払を証する書類

様式第6号（第8条関係）

事業報告書

事業名称	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第7号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
合 計			

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額		決算額		摘 要
		うち補助対象額		うち補助対象額	
合 計					

様式第8号（第9条関係）

富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで実績報告のありました富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |

様式第9号（第10条関係）

富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）富士見市長

請求者

学校名

校長名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備考 通帳の写しなど振込先が分かるものを添付してください。

富士見市立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱（令和3年教委告示第19号）

新旧対照表

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「マタニティ・ハラスメント等」とは、職場における次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 職員に対する次のいずれかに掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>ア 妊娠したこと。</p> <p>イ 出産したこと。</p> <p>ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。</p> <p><u>エ 不妊治療を受けること。</u></p> <p>（2） 職員に対する次のいずれかに掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>ア 出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第1号）</p> <p>イ 通院休暇（規則第12条第1項第2号）</p> <p>ウ 通勤緩和休暇（規則第12条第1項第3号）</p> <p>エ 妊娠障害休暇（規則第12条第1項第4号）</p> <p><u>オ 出生サポート休暇（規則第12条第1項第8号）</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「マタニティ・ハラスメント等」とは、職場における次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 職員に対する次のいずれかに掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>ア 妊娠したこと。</p> <p>イ 出産したこと。</p> <p>ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。</p> <p>（2） 職員に対する次のいずれかに掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>ア 出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第1号）</p> <p>イ 通院休暇（規則第12条第1項第2号）</p> <p>ウ 通勤緩和休暇（規則第12条第1項第3号）</p> <p>エ 妊娠障害休暇（規則第12条第1項第4号）</p>

カ 出産補助休暇（規則第12条第1項第19号）

キ アからカまでに掲げるもののほか、妊娠又は出産に関する制度又は措置

（3）・（4）（略）

附 則

この要綱は、令和4年6月1日 から施行する。

オ 出産補助休暇（規則第12条第1項第18号）

カ アからオまでに掲げるもののほか、妊娠又は出産に関する制度又は措置

（3）・（4）（略）



## 市制施行 50 周年記念事業「武者行列」実施報告

- 1 日 時 令和 4 年 5 月 28 日（土）午後 1 時～2 時
- 2 会 場 富士見市役所～ららぽーと富士見～文化の杜公園
- 3 行列参加者 50 人（市長、副市長、教育長、市議会議員、市議会副議長、公募市民  
川越藩火縄銃鉄砲隊保存会）
- 4 観覧者 約 600 人（市役所、沿道、ららぽーと富士見内外）
- 5 主な成果

10 代から 60 代まで幅広い年齢層の市民が参加した総勢 50 人による武者行列は勇壮で迫力があり、沿道やららぽーと富士見において注目を集め、多くの観覧者でにぎわった。

観覧者からは「今度は自分も着てみたい」という声や、武者行列参加者からの「本物の甲冑を着てららぽーと富士見内を歩くという貴重な体験ができてよかった」「50 周年記念事業に相応しい」という意見が多数寄せられ、満足度の高い市民参加型イベントであった。



大将（市長）の関（とき）の声で出陣



ららぽーと富士見敷地での行列



ららぽーと富士見内（1F）での行列



屋内広場での三献（さんこん）の儀



文化の杜公園に帰陣



市民総合体育館ステージでの記念写真